

「見た目問題」に関する陳情(第7号)の処理経過及び結果について

受理年月日 / 番号 会・(審査年月日) 関係部 課	件 名 ・ 内 容 結 論 処 理 経 過 及 び 結 果
平成30年6月7日 / 第7号 企画総務委員会 (平成30年6月25日) 総務部 人権同和・男女共同参画課	<p><件名> 「見た目問題」に関する陳情</p> <p><要旨></p> <ol style="list-style-type: none">1 墨田区において、「見た目問題」に関して、区民等に広く啓発を行ってください。2 墨田区において、「見た目問題」に関して、区民等に分かりやすい相談窓口を設けるとともに、必要に応じて庁内の連携体制を整えてください。3 墨田区において、区で把握できる情報を用いて、「見た目問題」に関する実態を把握してください。4 上記3の結果を踏まえて、墨田区において、「見た目問題」に関する施策を検討してください。5 国においても、「見た目問題」に関して、その実態を把握し、その結果を踏まえ、特に先天的な「見た目問題」について、カツラ・エピテーゼ等に対する助成金の創設や就職差別の禁止等、「見た目問題」に関する施策を検討するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。 <p><結論> 平成30年6月29日 意見付採択 (意見) 趣旨に沿うよう努力されたい。</p> <p><処理></p> <ol style="list-style-type: none">1 見た目問題について、平成30年度から区報(人権コラム)や人権啓発冊子「人権感覚」への掲載、見た目問題に関する人権講演会の実施等、広く啓発を行っている。今後も見た目問題の理解促進に向けて啓発を行っていく。2 関係所管で構成する庁内検討会をこれまで5回開催し、見た目問題に係る相談については、個別の内容に応じた窓口適切につなげていくなど、庁内の連携を今後も図っていくこととした。3 令和元年度に行った「墨田区人権に関する意識調査」の中で、見た目問題に関する設問を盛り込み調査を行い、関係団体にもヒアリングを実施した。しかし、「見た目問題」については、客観的な定義づけが困難であることから、正確な実態把握は難しいとの結論に達した。4 上記3の結論を踏まえ、見た目については、人権問題の様々な要因の一つと位置づけ、令和3年度に改定する予定の「墨田区人権啓発基本計画」の中に、啓発の実施について盛り込むこととする。5 平成30年6月29日に墨田区議会において「カツラ、エピテーゼ等に対する助成金の創設や就職差別の禁止等の意見書」が可決され、同日付けで、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び厚生労働大臣に対して提出された。 <p style="text-align: right;">【完結】</p>